

公 告

ジュニアアスリート世界挑戦事業の連携機関の選定に係る公募型企画提案競技(プロポーザル方式)を実施するので公告する。

令和8年5月26日

大分県ジュニアアスリート世界挑戦プログラム実行委員会 会長 高野 治夫

記

1 事業概要

大分の子どもたちが目を輝かせて、世界に挑戦できる機会を提供できるよう、海外の総合スポーツ教育機関と連携し、大分スポーツ公園でスポーツ教室を開催するとともに、その参加者から海外短期サマーキャンプへの派遣するジュニアアスリートを選出するもの。

2 参加資格要件

本企画提案競技に参加できる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを対象とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 本要項4(2)に規定する書類の提出期限において、現に大分県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 過去5年間に同種または類似の業務(県内、県外を問わない)を実施した実績を有していること。
- (7) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ① 宗教活動または政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
 - ② 特定の公職者(その候補者を含む。)または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
 - ③ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
- (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (カ) 暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (キ) 暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- (ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 公募型企画提案競技募集要項等を示す場所及び日時
大分県庁ホームページ及び下記のとおりとする。

(1) 場 所

大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁本館3階
大分県企画振興部スポーツ振興課内
大分県ジュニアアスリート世界挑戦プログラム実行委員会事務局

(2) 日 時

令和8年5月26日（火）から6月2日（火）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
9時00分～17時15分まで

(3) 問い合わせ先・各書類提出先

大分県企画振興部スポーツ振興課
担 当 水嶋
電 話 097-506-2169
Email al0330@pref.oita.lg.jp

4 その他

ジュニアアスリート世界挑戦事業の連携事業者の公募型企画提案競技実施要項によるものとする。